

土地・建物の



を

助成
します

マイホーム取得支援助成事業

～制度のあらまし～

栗原市では、若者世代の定住を促進するため、市の定住促進住宅分譲地を購入し住宅を建築した若者に、固定資産税納付相当額を最長5年間助成します。
詳しくは、お問い合わせください。

対象者

次の要件を全て満たす方

- ①宅地分譲の申し込み時点で40歳以下の方
※子育て世帯、新婚世帯、3世代同居世帯の場合は、45歳以下であれば可能
- ②宅地と住宅の持ち分が1/2以上の方
- ③住宅に初めて固定資産税が課税される年度の5月31日までに、新築した住宅に居住している方
※上記以外にも、住宅の要件や、税金の未納が無いなど、詳細な要件があります

助成内容

助成額：固定資産税納付相当額（居住用部分に限る）

※助成額は、百円未満切り捨て

助成対象期間：宅地に固定資産税が初めて課税されてから5年間

助成期間：交付決定の年から助成対象期間満了まで

申請方法

申請先：企画部企画課 定住戦略室（☎0228-22-1125）

または 各総合支所 市民サービス課

※申請書類は、申請先に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます

申請期限：住宅に初めて固定資産税が課税される年度の5月31日

